

押印を求める手続の見直しのための省令・告示改正について  
(人材開発分科会関係)

- 今般、規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）（※）等において、行政手続における押印の見直しが明記されたことを踏まえ、これまで民間事業者等に対し国等への申請・届出等の手続において求めていた押印又は署名（以下「押印等」という。）の見直しを行い、関連する法令の改正を原則年内に行うこととしている。

※ 「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）（抜粋）

6. デジタルガバメント分野

(3) 新たな取組

<行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し>

各府省は、・・・原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、・・・必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。

- 厚生労働省では、押印等を求める手続を規定する省内の省令・告示を、
- ・ 押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）（以下「東ね省令案」という。）
  - ・ 押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示案（仮称）（以下「東ね告示案」という。）

等により改正し、人材開発統括官関連では以下の省令（4 本）・告示（2 本）を改正する。

<人材開発統括官関係省令・告示>

- ・ 職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）
- ・ 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成 23 年労働省令第 93 号）（注 1）
- ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 155 号）
- ・ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成 28 年法務省/厚生労働省令第 3 号）（注 2）
- ・ 社内検定認定規程（昭和 59 年労働省告示第 88 号）
- ・ 職業経歴等記録書の様式を定める件の全部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 127 号）  
（注 1）職業安定局の主管省令のため、職業安定分科会等にて諮問する事項となる見込み。  
（注 2）法務省との共管省令のため、東ね省令案とは別途改正予定。

- 上記の関係省令・告示の改正検討項目については参考資料 2 のとおりで、いずれも申請・届出等の様式中、国が民間事業者等に求めていた押印欄を削除すること等の改正である。